報道資料

発表日:令和3年11月12日

奈良県 県土マネジメント部 河川整備課

課長補佐 甲賀 康久 河川計画係 澤田 学

TEL:0742-27-7507 (内線4173、4179)

<u>奈良県内の大和川水系大和川等の</u> 特定都市河川指定に向けた手続きが開始されました

本日、国土交通省では、令和3年11月1日に施行された特定都市河川浸水被害対策法に基づき、同法の改正後、全国初となる大和川水系大和川等の特定都市河川指定に向けた関係者への意見聴取を実施することが発表されました。

このことについて知事コメントを発表します。

<資料1> 知事コメント

<資料2> 国土交通省水管理・国土保全局資料(参考)

知事コメント

- ・今回、特定都市河川浸水被害対策法の改正後、全国で初めて本県の大和川及 びその支川において、特定都市河川の指定に向けた手続きが始まったことは、 大変喜ばしい。
- ・国、奈良県及び大和川流域の市町村では、昭和57年の大水害を契機に、流域全体で水害に強いまちづくりをめざし「大和川流域総合治水対策」に取り組んできた。
- ・大和川及びその支川が特定都市河川に指定されることにより、流域の市町が 実施する「奈良県平成緊急内水対策事業」への国補助の嵩上げや、浸水被害 防止区域の指定などの土地利用対策など、流域における治水対策の更なる推 進が期待される。
- ・流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現に向け、より 一層の取組強化を図って参りたい。

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

いのちとくらしをまもる

令和3年11月12日 水管理・国土保全局 治水課 水管理・国土保全局 下水道部

Press Release

大和川水系大和川等の特定都市河川指定に向けて 流域の自治体等への意見聴取を実施します

~ 流域治水関連法の施行後、全国初となる指定の手続に着手~

国土交通省では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被 害対策法に基づき、同法の改正後、全国初となる大和川水系大和川等の特定都 市河川指定に向けた関係者 への事前の意見聴取を実施します。

大和川水系大和川等の流域をその区域に含む奈良県及び県内の25市町村の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関 係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の 一部を改正する法律」(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)が令和3年 5月10日(月)に公布され、同年11月1日(月)に全面施行となりました。

国土交通省では、流域治水の本格的実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす特定都 市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)に基づき、順次、特定都市河川の指定を 全国の河川に拡大し、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ることとし ています。

このたび、流域治水関連法の施行後、全国初となる一級河川大和川水系大和川他18河 川の特定都市河川指定に向けて、法第3条第8項の規定に基づき、当該河川の流域をそ の区域に含む奈良県及び県内の25市町村の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者 への意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。

(添付資料)

|別紙 1| 流域治水関連法の活用(特定都市河川の指定による法的枠組の下での流域治水の推進)

別紙 2

大和川水系大和川等の概要

大和川流域総合治水対策協議会 リーフレット

問合せ先:

河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐 池田 大介(内線 35-582)

池内 寛明(内線 35-684) 流域水害対策係長

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455 FAX 03-5253-1604

下水道に関すること

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 橋本 翼 (内線 34-323)

計画係長 奥村 誓悟(内線 34-315)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432 FAX 03-5253-1597